

料金別納郵便

SAMPLE

親展

差出人 世田谷区 保健福祉政策部
臨時特別給付担当
〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

不着時の送付先 世田谷区重点支援給付金
事務センター
〒060-8774 札幌市中央区北三条西3丁目1
大同生命札幌ビル4階



左下より矢印方向にゆっくりとはがしてください

定額減税しきれない方への調整給付金 支給決定通知書

令和6年 月 世田谷区

先日ご申請いただきました「調整給付金」について、確認・
審査が終了しましたので右のとおり支給します。

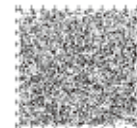
調整給付金の支給額を算出する	
所得	定額減税可能額 (3万円×減税対象所得) = 円 控除不足額(①) = 円 住民税所得割 = 円 住民税所得割 不足額(②) = 円
住民税所得割	令和6年度住民税所得割額 = 円 令和6年度住民税所得割額 不足額(③) = 円
調整給付金	調整給付金支給額 (①+②) = 円

調整給付金	①所得税分の控除不足額 = 円 ②住民税所得割額の控除不足額 = 円 ③所得税分の控除不足額(①+②) = 円 調整給付金支給額 (③) = 円
-------	--

注)減税対象人数
納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)
※ 国外に居住する控除対象配偶者、扶養親族は除く

① 支給額	円
② 振込予定日	
③ 氏名	ギャクチョウセイキョウキン
④ 住所	
⑤ 問い合わせ先	世田谷区重点支援給付金事務センター 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 TEL 03-6723-8111 FAX 03-6723-8112 E-MAIL seitagya@seitagya.lg.jp (※令和6年11月1日以降は平日 8:30~17:00)

ご注意ください
令和6年中に世田谷区外に転出された方または転出される方は、この通知が不足額の給付に際して必要になることがあるため、大切に保管してください。



このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。